

群馬県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

- 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年6月14日公布)により、教育職員免許法の一部が改正され、令和元年12月14日に施行される予定である。
- 教育職員免許法の一部改正により、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格規定の見直しが行われる。
(成年被後見人等が教育職員免許状を授与されないとする規定が削除される。)
- このため、群馬県教育職員免許状に関する規則(昭和37年12月28日教育委員会規則第14号)においても、一部を改正し、所要の改正を行う。

2 改正内容

- 申請者が教育職員免許状の授与を受ける際に必要な申請書類の一部改正
 - ※ 「別記様式第3号」(宣誓書)の一部改正
(宣誓事項から、「成年被後見人又は被保佐人に該当しないこと」を削除)

3 施行期日

令和元年12月14日

(教育職員免許法の一部改正施行日)